

市民四季の森敷地内におけるキッチンカー出店事業者募集要領

1 目的及び事業概要

市民四季の森の利用者の利便性の向上を図るため、飲食物の販売を行うキッチンカー（移動販売車）の出店事業者を募集する。

2 事業内容

(1) 販売方法

出店事業者は、市民四季の森内の一部スペース（市指定の場所）を使用し、キッチンカーによる対面式の販売により飲食物を提供する。

(2) 使用場所及び車両制限

市民四季の森 小牧市大字大草 5786 番地 1

- ① 四季の家 1か所 ※電源あり、車両総重量 4,000 kgまで
- ② 水辺の音楽広場 1か所 ※電源なし、車両制限なし
- ③ 東側エントランス A - 1（鉄塔下北側） 1か所 ※電源なし、車両制限なし
- ④ 東側エントランス A - 2（鉄塔下北側） 1か所 ※電源なし、車両制限なし
- ⑤ 東側エントランス B（鉄塔下南側） 1か所 ※電源なし、車両総重量 2,000 kgまで

計 5 か所 ※別図参照

※各出店希望日ごとに 1 か所のみ申請とする。

(3) 使用面積

約 2 1㎡（奥行 3 m×幅 7 m） 1 台分（1 出店事業者につき 1 か所）

(4) 使用可能日等

ア 使用可能日

市民四季の森の開園日

※毎月第 4 木曜日（祝日の場合は翌平日）及び 12 月 29 日～12 月 31 日は休園日。

※1 月 1 日及び市民四季の森の都合又はやむを得ない事情がある場合には使用不可とする。

イ 使用時間

【3 月～5 月、9 月】：午前 9 時から午後 5 時までの希望する時間帯とする
（搬入及び搬出を含む）。

園内で車両を移動させる際には、利用者の安全に配慮し、補助員を 1 人つけること。

ただし、午前 9 時から午前 9 時 30 分の間に搬入し、午後 4 時 30 分から午後 5 時の間に搬出する場合はこの限りではない。

【6月～8月】：午前9時から午後6時までの希望する時間帯とする
(搬入及び搬出を含む)。

園内で車両を移動させる際には、利用者の安全に配慮し、補助員を1人つけること。
ただし、午前9時から午前9時30分の間に搬入し、午後5時30分から午後6時の間に搬出する場合はこの限りではない。

【10月】：午前9時から午後4時までの希望する時間帯とする
(搬入及び搬出を含む)。

園内で車両を移動させる際には、利用者の安全に配慮し、補助員を1人つけること。
ただし、午前9時から午前9時30分の間に搬入し、午後3時30分から午後4時の間に搬出する場合はこの限りではない。

【11月～2月】：午前9時から午後3時30分までの希望する時間帯とする
(搬入及び搬出を含む)。

園内で車両を移動させる際には、利用者の安全に配慮し、補助員を1人つけること。
ただし、午前9時から午前9時30分の間に搬入し、午後3時から午後3時30分の間に搬出する場合はこの限りではない。

また、市民四季の森の都合又はやむを得ない事情がある場合は、使用時間を変更する。

ウ 資材

出店に必要となる資材等はすべて出店事業者にて用意すること。また、市民四季の森の設備に毀損、汚損等を及ぼす可能性のある資材を使用する場合は、事前に市に確認をすること。

(5) 販売に当たっての注意

ア 販売価格

社会通念から逸脱しない適切な価格で提供すること。

イ 販売を禁止するもの

アルコール類、その他市が適当でないと認めるもの。

ウ 食中毒予防策及び感染症予防策の実施

食品等取扱者の体調管理やこまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒、咳エチケットなど、通常の食中毒予防のために行っている一般的な衛生管理を必ず実施すること。

エ 清掃等の実施

(ア) 使用場所の清掃は、出店事業者が実施すること。

(イ) 使用済み容器等の廃棄物については、出店事業者がゴミ箱を設置することで回収し、処分すること。

- (ウ) 出店に係る備品等の維持管理及び防犯対策は出店事業者の責任において実施し、市は一切の責任を負わない。

オ 電源・水道の使用について

発電機の使用は可とする。

市で用意した電源を使用する場合は、別途定める電源使用料を支払うこと。

20アンペア、1穴のみの使用で1,000ワットまでとする。電源確保に必要な電源コードリール等は、出店事業者が用意すること。

なお、市民四季の森敷地内の水道の利用は不可とする。

カ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること。

キ 損害賠償

(ア) 出店事業者はその責めに帰する理由により、公園施設の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、公園施設を原状に回復した場合はこの限りでない。

(イ) 出店事業者は、出店場所の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償しなければならない。

(ウ) 移動販売の実施に当たり、出店事業者又は出店事業者の従業員に損害を生じて、市は、その責めを負わない。

(エ) 事故が発生した場合は、みどり公園課及び市民四季の森事務所へ報告すること。

ク その他

(ア) 使用場所及び周辺の整理整頓と清潔の保持に努めること。

(イ) 食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。

(ウ) 公園利用者の往来の妨げにならないよう、十分配慮すること。ベンチ・机・パラソル等の設置は認めない。旗・看板は、安全管理を徹底して設置すること。

(エ) 客引き等を行わないこと。

(オ) 政治的又は宗教的な勧誘とみなされる行為を行わないこと。

(カ) 市民四季の森の設備の使用、貸与等は認めない。

(キ) 音響設備や拡声器等、騒音となり得る機器は使用しないこと。

(ク) 使用時間を厳守し、終了後は、出店者の負担において使用場所を原状に回復すること。

(ケ) 使用場所を市が使用する必要が生じた場合により、使用許可の取消又は変更をした場合には、それにより発生した損害に対する補償は行わない。

(コ) 使用場所での事故防止は出店者の責任のもと策を講じること。

(サ) 出店により発生した問題については、出店事業者の責任と負担において対処すること。

(シ) 地震、津波等の天災、火災、洪水、疫病、暴動、警報発令時、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがある。

3 出店者の資格

出店を予定する内容に係る事業を現に営んでいる事業者で次に掲げる条件を全て満た

している者であること。

- (1) キッチンカー（自動車に施設を設け、車内で調理、加工及び販売する形態）であること。
- (2) 食品営業許可証（自動車による営業に限る）等、実施に当たり、法令により必要となる許可、資格等を有すること。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL保険）等に参加している者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更生手続開始の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (7) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営又は運営に関与していないこと。

4 手続きについて

(1) 方法

出店のためには都市公園内行為許可申請が必要なため、申請フォームから申請すること。各出店希望日ごとに1か所のみ申請とし、以下のアからカまでのデータを添付すること。なお、出店までに提出書類に変更が生じた場合は変更した書類を再度提出すること。
※トラブルを回避するため申請前に、事前に出店スペースの確認を行うこと。出店スペースの確認は、市民四季の森開園時間内であれば、自由に行って構わない。

ア 実施に当たり、法令により必要となる許可、資格等の証明書の写し

イ 食品衛生責任者又はそれに代わる資格証明書の写し

ウ 生産物賠償責任保険等の証明書の写し

エ 車検証（自動車検査証記録事項）の写し

オ 販売車（キッチンカーの開店状態）がわかる写真画像

※ 写真画像に、開店時の最大幅・最大長さ・最大高さを記入すること。

※ ナンバープレートが確認できる写真とすること。

カ 店舗名、主なメニュー、価格が記載された啓発用のチラシ

（A4サイズ1枚にまとめること。）

※出店希望日が、各種証明書等の有効期限内であることを確認すること。申込時点で、出店希望日が各種証明書の有効期限内でない場合は、更新中もしくは、申込中であることが分かるものを添付して申請すること。有効期限内の各種証明書を取得した後、速やかに写しを提出すること。またその旨を、別紙のその他に記載すること。

※過去に同事業に申込をしたことがある事業者は、提出書類に変更がない場合は、書類の提出を免除する。チラシを変更したい場合は再提出も可とする。

(2) 受付期間

出店希望月の2か月前の1日～14日

※ 受付期間前及び受付期間終了後に提出されたものは、無効です。

(3) 申請フォーム

URL : <https://logoform.jp/form/uSYk/377610>

以下の二次元コードからも申請可。



(4) その他

- ア 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。
- イ 必要に応じて、追加書類等の提出を求める場合がある。

5 出店許可の決定

- (1) 応募多数の場合は、抽選を行うこととする。抽選結果は、許可書または市ホームページで確認すること。
また、空きがある場合は、空き状況を市ホームページにて公表し、公表後から出店希望日の土曜日、日曜日、祝日を除く7日前の平日までの期間で、空きの申請を先着順にて受付する。
- (2) 出店許可の決定は、決定した事業者へ申請書に記載された住所に許可書と納付書（納付書払いを選択した事業者のみ）を郵送する。

6 使用料等

(1) 徴収額

出店に係る費用はア及びイの合計額とする。ただし、電源を使用しない場合はアのみとする。

ア 使用料

1か所につき781円/日（税込）

イ 電源使用料

160円/日（税込）

(2) 支払方法

納付書払いの場合は、郵送で送付された納付書にて出店日の前平日までに支払い、支払い済みの納入通知書兼領収書を市民四季の森事務所にて提示すること。

キャッシュレス決済の場合は、出店前までにキャッシュレス決済フォームにて支払い、支払い完了メールを市民四季の森事務所にて提示すること。

7 出店中止等

強風等の悪天候により事故の恐れがあると認められる場合等により当事業の実施が不適切であると考えられる場合には、出店の中止を命ずることがある。

また、小牧市に暴風雨等の警報が発令された場合には、出店を中止すること。これらにより出店を中止した場合、準備等に要した費用は事業者負担となり、市からの補償は一切

行わない。

市民四季の森へ入園後に警報発令により出店が中断となった場合等の理由を問わず、支払済の使用料及び電源使用料については、市民四季の森へ入園前に警報が発令されたことにより市民四季の森が休園となった場合及び市の責めに帰すべき理由により市民四季の森の使用ができない場合を除き、返還しない。

事業者の都合によりキャンセルをする場合は以下のとおり事前に電話連絡すること。

その場合、支払い済でない使用料及び電源使用料は徴収しない。

※連絡のないキャンセル等が続く場合は、今後の出店をお断りする場合があります。

平日：午前9時から午後4時までにみどり公園課

前日(土曜日、日曜日、祝日に限る)：午前9時から午後4時までに四季の森事務所

出店日当日：午前9時から午前10時までに市民四季の森事務所

みどり公園課 ☎0568-76-1191

市民四季の森事務所 ☎0568-78-4554

8 その他

- (1) 出店許可決定後又は出店中に、市民四季の森利用者等との間で看過できない問題等が生じ、市が出店を認められないと判断した場合には、許可の決定を取り消す。
- (2) 出店する権利を第三者に譲渡し、又は転貸することを禁ずる。
- (3) 途中で内容を一部変更する場合がある。
- (4) 出店後にアンケート調査に協力を依頼する場合がある。

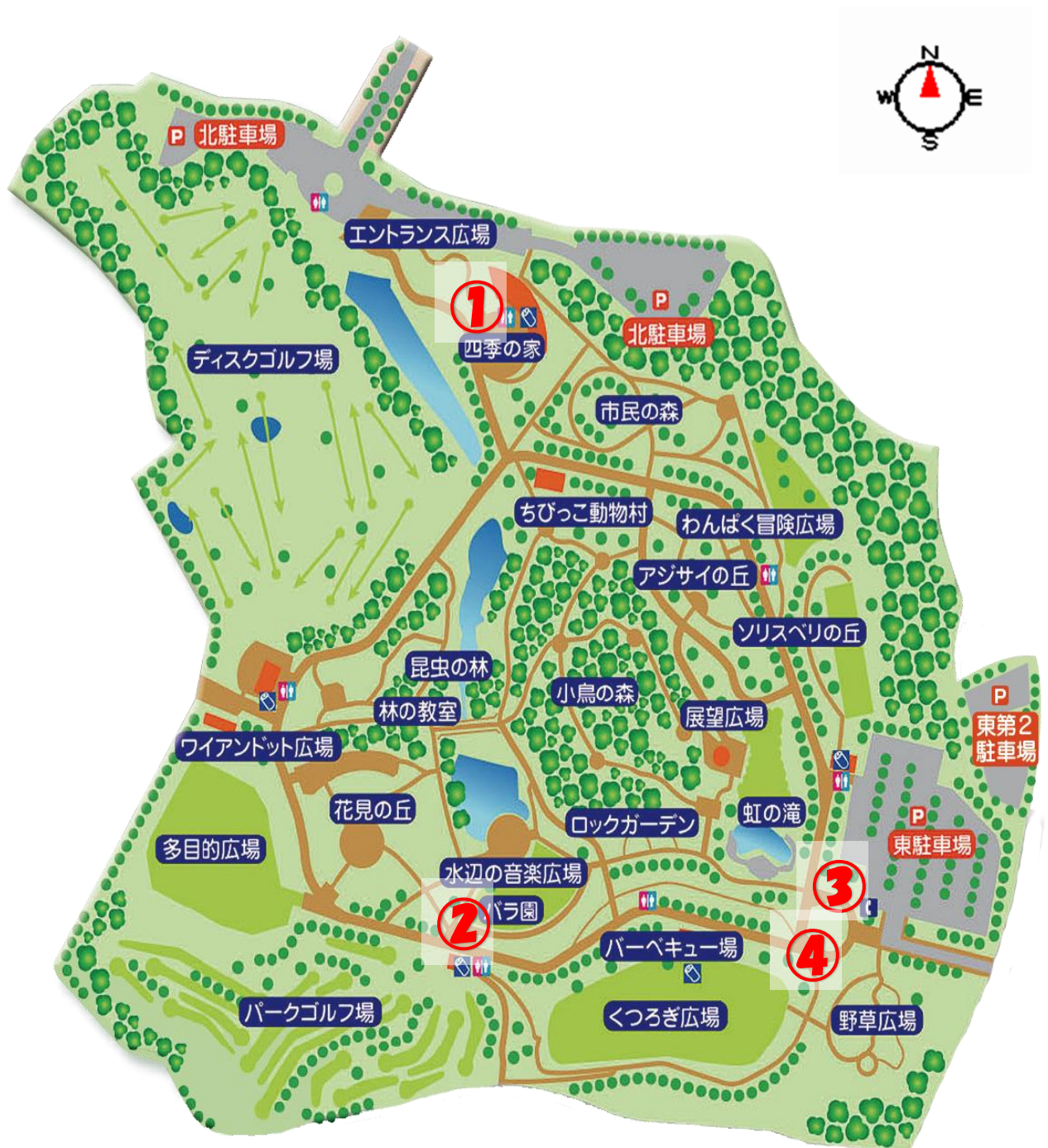
9 問い合わせ先

小牧市役所 みどり公園課 花と緑推進係

電話：(0568)76-1191(直通)

e-mail：kouen@city.komaki.lg.jp

位置図



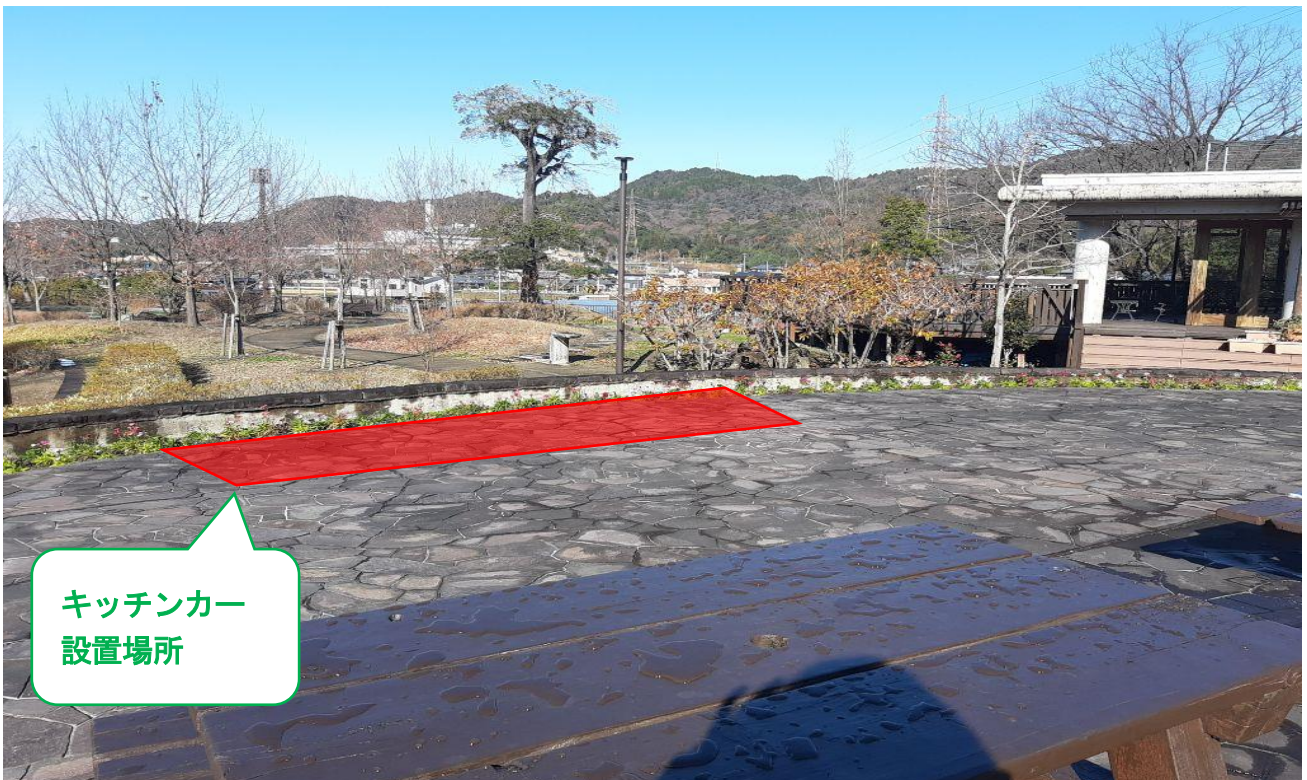
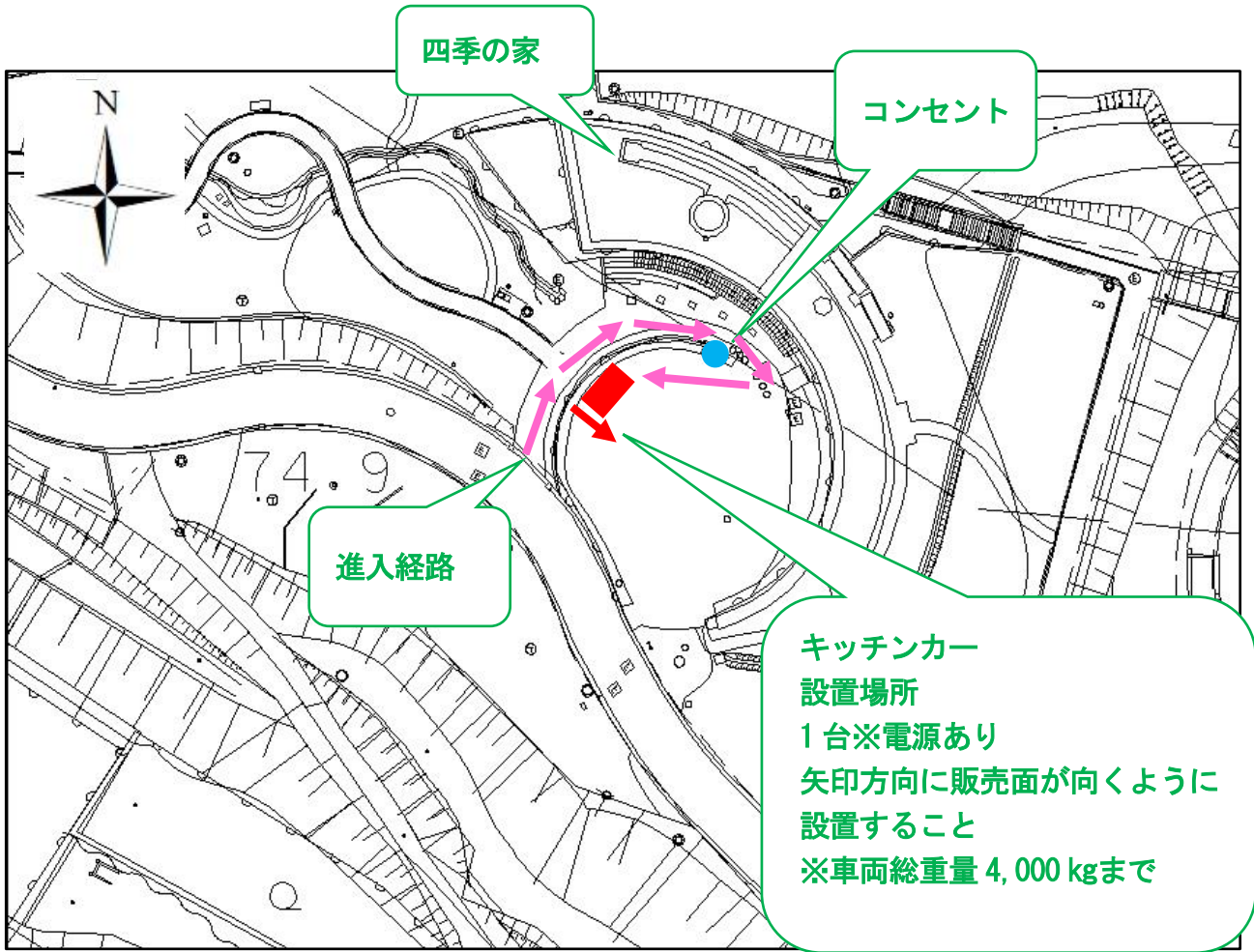
①四季の家

②水辺の音楽広場

③東側エントランス A-1、A-2（鉄塔下北側）

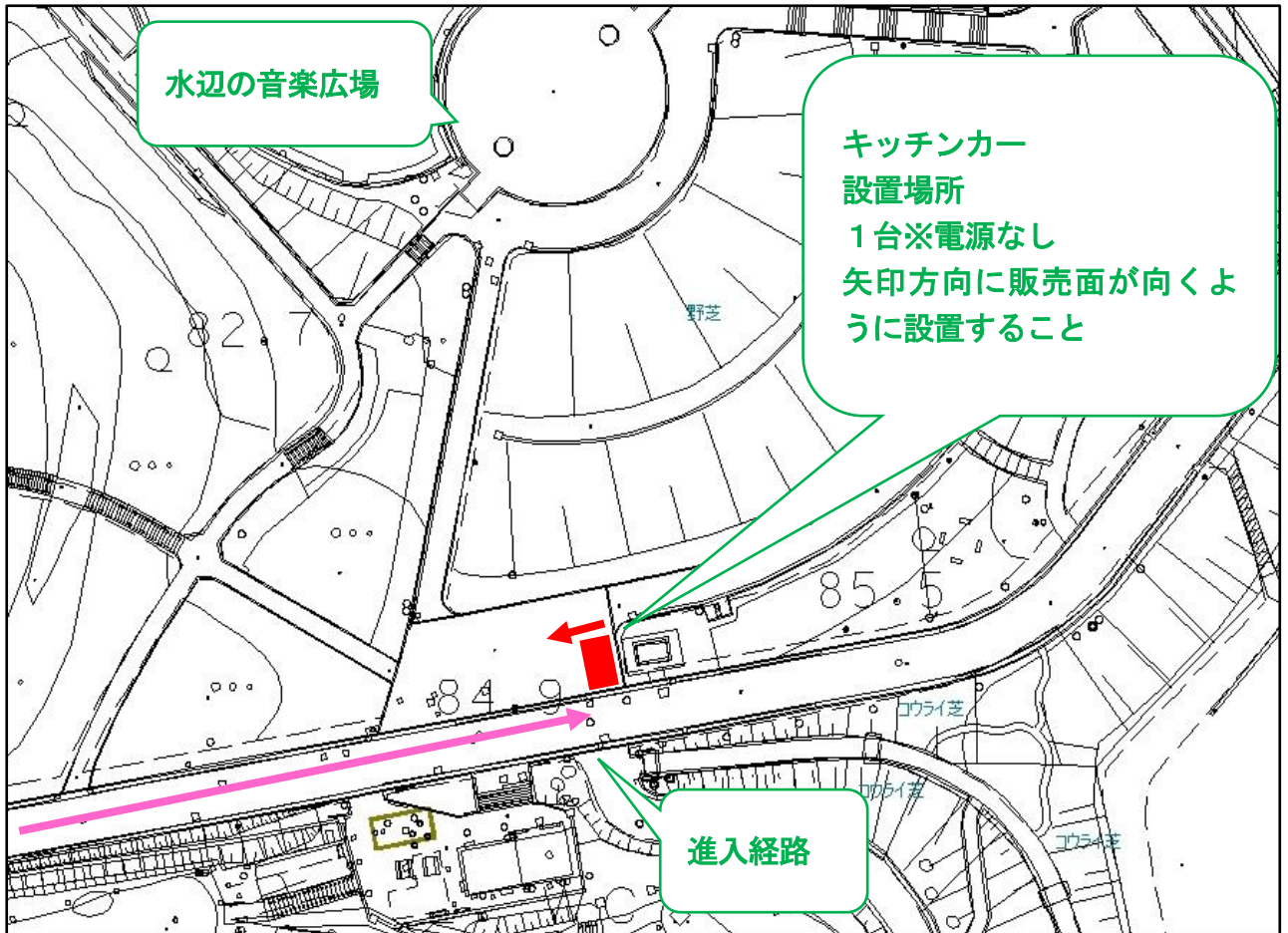
④東側エントランス B（鉄塔下南側）

①四季の家 1か所





②水辺の音楽広場 1 か所



③・④東側エントランス A-1、A-2、B 3か所

